**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第451号）**

**〔警察行政文書公開請求拒否決定審査請求事案〕**

**（答申日：令和７年７月４日）**

**第一　審査会の結論**

大阪府警察本部長が行った公開請求拒否決定は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和５年３月14日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　（本件請求の内容）

　（１）〇〇が、令和〇年〇月〇日に、知事及び府警に提出した文書

　（２）上記（１）の回答書及びその回答書の作成決裁書類

　２　令和５年３月28日付けで、実施機関は、条例第13条第２項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

　（行政文書の存否を明らかにしない理由）

　　　本件請求は、特定の個人を示し、その〇〇が実施機関に提出した文書の公開を求めるものであり、その本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、それは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報が明らかとなる。このような情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号に該当する。

　　　したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第９条第１号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。

　３　令和５年４月５日に、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　審査会から「開示すべき」との答申を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求書における主張は、次のとおりである。

　　　当該請求文書は条例第９条第１号には該当しない。よって本件決定は、違法かつ不当であると思料する。そのため、審査会から、「開示すべき」との答申を求めるものである。

**第五　諮問機関の主張要旨**

諮問機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

　　　審査請求人が令和５年４月４日付けで提起した、本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

**第六　実施機関の主張要旨**

１　弁明書による主張

　（１）弁明の趣旨

　　　　「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

　（２）本件決定の理由

　　　ア　本件決定の妥当性

　　　　　本件請求は、〇〇と、特定の個人を識別され得るかたちで示した上、当該個人の〇〇が実施機関等に文書を提出したことを前提に当該文書の公開を求める請求であるが、本件請求に係る行政文書の有無を答えることにより、当該個人の〇〇が実施機関に文書を提出したか否かを含め、警察において当該個人に関する取扱いがあるか否かという情報を明らかにすることとなり、このような情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものと認められることから、条例第９条第１号に該当する。よって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、条例第９条第１号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した判断は妥当である。

　　　イ　審査請求人の主張について

　　　　　審査請求人は、本件請求文書は条例第９条第１号には該当しない、よって本件決定は、違法かつ不当であると思料するなどと主張するが、本件決定は上記ア記載のとおり適正に行われたものであるから、同人の主張は認められない。

　　　ウ　結論

　　　　　以上のとおり、本件決定は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

　２　実施機関説明による主張

　　　実施機関は、審査会での実施機関説明において、本件決定について概ね次のとおり説明した。

　　　・本件請求は、特定の事件及びそれに関わった当該個人の〇〇が知事及び府警に対して提出した文書の公開を求めるものであると判断をしている。

　　　・このような事件や個人を特定した内容の公開請求については、その存否を答えると、それだけで警察において、当該事件や特定の個人について何等かの取扱いがなされたか否かを明らかにすることとなる。

　　　・本件請求には個人名の記載は無いものの、特定の事件の記載がある以上、既にウェブページ等で明らかになっている情報と合わせ見ると、それに関わった個人の情報が明らかになり、そのプライバシー情報が公開されることで、当該個人が社会的な偏見や差別の対象となるおそれがある。特に警察が取扱う事件の内容によっては、誤解や偏見が生じやすく、被害者に対する不当な評価が行われることが懸念される。

　　　・よって本件請求については、特定の個人が識別され得ることから、その存否を答えるだけで、個人のプライバシー情報が明らかとなり、その内容は一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号及び条例第12条に該当するとして本件決定を行った。

**第七　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

　　　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

　　　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件決定の妥当性について

　（１）検討内容について

　　　　本件決定について実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにするだけで、条例第９条第

　　　１号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定に基づき、存否を明ら

　　　かにしないで、本件請求を拒否したことは妥当であると主張しているので、以下検討する。

　（２）条例第12条について

　　　　条例第12条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだ

　　　けで、条例第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、

　　　実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができ

　　　る」と定めている。

　　　　そして、条例第10条第１項第２号は「前条各号のいずれかに該当する情報」を掲げてい

　　　ることから、条例第９条第1号に該当する情報も、条例第12条にいう「第10条第1項各号

　　　又は第２項各号に掲げる情報」に含まれることになる。

　　　　したがって、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第９条第１号に

　　　掲げる情報を公開することになる場合には、条例第12条を適用して本件請求を拒否するこ

　　　とができる。

　　　　なお、条例第12条の運用に当たっては、請求に係る行政文書の存否が明らかになること

　　　によって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的か

　　　つ客観的に判断することが求められる。

　（３）条例第９条第１号について

　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。条例第９条第１号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定められたものである。

　　　　同号は、

（ア）個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所　属団体、財産、所得等に関する情報であって、

　　　（イ）特定の個人が識別され得るもののうち、

　　　（ウ）一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

　　　　 又は

　　　（エ）特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

　　　　が記録されている行政文書を公開してはならないと規定している。

（４）本件請求に条例第12条を適用したことの妥当性について

　　　　本件請求は、特定の事件について、特定の個人の〇〇が知事及び実施機関に提出した文書

　　　の開示を求めるものである。

　　　　本件請求は、確かに特定の個人名を示してはいないものの、特定の事件を示して行われた

　　　請求であり、当該事件について調べると、〇〇した個人が特定されるおそれがある。

　　　　その場合に本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすると、当該個人の〇〇が実施機関

　　　等に文書を提出したか否かを公開することとなり、当該個人について、〇〇したという事実

　　　や〇〇という事実の存否も公開することになる。

　　　　このような情報は当該個人のプライバシーに関する情報であり、また当該個人に対する誤

　　　解や偏見といった不当な評価を招くおそれがあるものといえ、一般に他人に知られたくない

　　　と望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号に該当する。

　　　　したがって、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第９条第１号に

　　　該当する情報を公開することとなるから、条例第12条に該当し、実施機関は、当該行政文

　　　書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる。

　　　　よって、実施機関による本件決定は妥当であると認められる。

　３　結論

　　　以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　 　的場　かおり、西上　治、片桐　直人、島田　佳代子